

防災安全対策特別委員会 案件一覧

(令和7年1月21日開催分)

○所管事務報告 7件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	震災時における避難所等の新しい安全確認手法について	1	浅野 施設保全課長
健康政策部	2	田園調布中央病院前緊急医療救護所の移転について	1	小西 災害・地域医療担当課長
総務部	3	東京国際空港における石油タンク増設に伴う対応について	1	長谷川 防災計画担当課長
	4	令和6年中の大田区内の火災発生状況について	2	石塚 防災支援担当課長
	5	令和6年度大田区防災市民組織等感謝状贈呈式の開催について	3	
	6	防犯ステッカーの配布について	4	熊谷 生活安全担当課長
まちづくり推進部	7	盛土規制法に基づく基礎調査結果の公表について	1	立花 まちづくり推進部副参事 (耐震改修担当)

震災時における避難所等の新しい安全確認手法について



避難所の安全確認はだれがやるの？
新しく何が変わるの？

避難所等の建物の安全確認は、限られた時間の中で迅速に行い、避難者の受け入れの可否を判断する必要があります。
以下に示す4つの視点から新しく生まれ変わります。



～公共施設の安全確認の流れ～

【刷新配備】

① 施設管理者の判定技術向上



学校防災活動拠点関係者

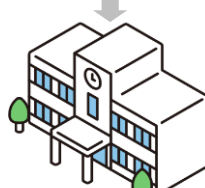
- ・施設管理者
- ・自治会、町会
- ・拠点責任者職員等

・特別な専門知識がなくても、
一定程度の精度で安全確認が可能
なものに変更します。

・各学校防災活動拠点等に配備予定です。



特別出張所・本庁舎



<各避難所>

※うち学校防災活動拠点 91カ所

【迅速対応】

② 安全確認の基本的な考え方



安全確認担当職員

・建物の崩壊などにより、
建物内の滞在者や避難者等の生命
や身体に危険が及ぶか否かを判断
するための災害時調査を実施します。



・避難所が開設された後、
区職員と建築専門家が
所属する団体とが連携し、
「避難所運営の継続」、
「二次被害防止」等の観点
から、公共施設の安全確認を
行う体制構築します。

・区職員、協定団体員の
技術力向上や学校防災活
動拠点関係者等との顔の見
える関係づくりを行います。

学校防災活動拠点関係者



+

安全確認担当職員



地域の
専門家

大田区



東京建築士会 大田支部

東京建築士事務所協会 大田支部

日本建築家協会 関東甲信越支部 城南地域会



専門家

③ 建築専門家に調査協力の依頼

【協定締結】

④ 学校防災活動拠点訓練へ参加

【体制強化】

※公共施設の安全確認対象：庁舎、特別出張所、避難所（学校防災拠点等）、補完避難所、応急避難所、福祉避難所

避難所等被災状況チェックシート

このシートは避難所等を開設するにあたって、当面の間、施設が避難所等として安全に利用できるかを一般職員が簡易に点検することを目的としています。

学校等(避難所管理責任者又は施設管理者)は、点検者が1チーム2人以上のチームを編成し、このチェックシートを用いて、目視による点検を行ってください。点検の際、最も気を付けることは、お互いの安全を確認しながら点検をすることです。判定でCの項目があった時点で、点検を中止してください。

外部の状況

点検時刻	平成 年 月 日 時
点検者	/

該当する判定項目に○をしてください。

番号	項目	判定					
①	ガス臭がある	A	いいえ	B	C	臭いを感じる	
②	建物周囲に地割れ、地滑り、液状化現象がある	A	いいえ	B	生じた	C	ひどく生じた
③	がけが崩れそう	A	いいえ又は付近にがけはない	B	崩れそう	C	崩れている
④	建物が傾いた	A	いいえ	B	傾いている気がする	C	明らかに傾いている
⑤	隣接する建物が避難所の建物、敷地内に転倒する危険性がある	A	いいえ	B	可能性がある	C	今にも転倒しそうだ
⑥	外壁材が壊れた	A	B・C以外	B	亀裂がある又は一部落下している	C	大きく壊れている又は落下している
⑦	屋根材・天井が壊れた	A	いいえ	B	壊れている又は一部落下している	C	大きく壊れている
⑧	窓ガラスが割れた	A	いいえ又は塞げる程度	B	割って落とす又は片づければ安全	C	窓ガラスが割れ窓枠が歪んでいる
⑨	外部階段が落下する危険性がある	A	いいえ	B	可能性がある	C	今にも落ちそうだ
⑩	屋上、外壁に設置されている機器が落下する危険性がある	A	いいえ	B	可能性がある	C	今にも落ちそうだ

○の計を下の表に記入してください

	Aの数		Bの数		Cの数	
	個	個	個	個	個	個
判定	Aのみである		Cは無いがBが1つ以上ある		Cが1つ以上ある	
対応	裏面の点検を行ってください。		番号②～⑩のとき、施設内へは立入らず、被災建築物応急危険度判定員の判定が終了するまで立入禁止としてください。 番号⑧～⑩のとき、安全が確認できる場合には注意して使用することも可能なため、裏面の点検を行ってください。		点検を中断し、立入禁止としてください。	

【確認内容を必ず 大森東特別出張所 に報告してください】

避難所等安全確認チェックシート (避難所外部編)

表面

次の各項目について建物の前壁や周辺落下物などの危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェックを入れてください。「ある」の場合は ▶ 以降の対応を行ってください。

①建物全体



ない
 ある
 建物の一部または全部に崩壊がみられる
 建物が一見してわかるほど傾いている
 ▶ 建物の使用中止

③外壁(上部)・屋根



ない
 ある
 落下の恐れがある(壁・屋根材のひび割れ、剥落等の異常が見られる)
 ▶ 周辺立入禁止

④窓・ガラス



ない
 ある
 落下の恐れがある(ガラスのひび割れ、破損等が見られる)
 ▶ 周辺立入禁止

ライフライン情報

A 電気
 使用可能 使用不可

B ガス
 使用可能 使用不可

C 水道
 使用可能 使用不可

D トイレ
 使用可能 使用不可

E 電話
 使用可能 使用不可

F インターネット
 使用可能 使用不可

G Wi-Fi
 使用可能 使用不可

H 空調
 使用可能 使用不可



⑤建物入口、渡り廊下など主要通路

ない
 ある
 著しいひび割れや段差が発生している
 ▶ 注意喚起、程度に応じて周辺立入禁止

②柱・外壁



ない
 ある
 部材の著しい割れがみられる、部材の著しい変形がみられる
 ▶ 建物の使用中止

⑥建物周辺



ない
 ある
 地割れや地盤沈下が見られる
 ▶ 周辺立入禁止
 ない
 ある
 地すべり・がけ崩れの恐れがある
 ▶ 周辺立入禁止、建物に影響する恐れがあれば建物の使用中止

確認内容の報告先

-大田区
大森東特別出張所
 ・電話番号 03-3741-8801
 ・FAX番号 03-3741-8552

LoGoフォーム

 外部総合判断
 避難所開設が可能
 問題箇所はあるが避難所開設
 建物の使用中止

続いて裏面「内部」の点検を行ってください。

※ 通信インフラが使用できない時は、管轄の出張所に本チェックシートを届けてください。

田園調布中央病院前緊急医療救護所の移転について

1 概要

区は、大規模地震発生時、病院機能（診療、検査、手術、入院治療等）を守るため、病院の門前に緊急医療救護所を開設し、トリアージを実施することとしている。

今回、田園調布中央病院については、病院が移転したことに伴い、区が開設する緊急医療救護所についても移すこととした。

2 緊急医療救護所移転日

令和7年1月1日（水）

※ 開院日 令和7年1月4日（土）外来診療開始

3 所在地

（新）田園調布一丁目54番9号

（旧）田園調布二丁目43番1号

4 開設基準

区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、区が田園調布医師会、大田区薬剤師会、柔道整復師会等と協力し、概ね72時間開設する。

5 開設場所

病院敷地内等に開設

6 緊急医療救護所（軽症者救護所）

グループ	緊急医療救護所（軽症者救護所）
A	荏原病院、田園調布中央病院、東急病院、東調布第一小学校
B	池上総合病院、東京蒲田病院、大田池上病院、目蒲病院、本多病院
C	大森赤十字病院、馬込小学校、入新井第一小学校
D	東邦大学医療センター大森病院、JCHO 東京蒲田医療センター、 牧田総合病院、六郷中学校
E	東京労災病院、大田病院、渡辺病院

防災安全対策特別委員会
令和7年1月21日
総務部 資料1番
所管 防災危機管理課

東京国際空港における石油タンク増設に伴う対応について

1 概要

航空燃料の安定供給のため、東京国際空港旧整備地区東端の京浜運河沿いに、第2貯油基地として石油タンク4基を増設（事業者：三愛オブリ（株））する計画にある。

都は、新たなタンクの増設に伴い、災害の発生、拡大を防止するため、専門家で構成される検討会で災害の影響度等を調査（防災アセスメント）し、その結果をもとに防災計画の修正を行う予定である。

区は、区民生活の安全を担保するため、都や関係機関と連携し、必要な施策を検討する。

別図「特別防災区域及び石油タンク増設予定場所」

2 背景・今後の取り組み

- （1）都は、平成30年8月に東京国際空港の石油貯蔵・取扱量が10万KLを超えたため、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」）の特別防災区域として指定
- （2）都は、平成30年10月に石油コンビナート等防災本部を設置（本部長：都知事）し、「石油コンビナート等防災計画」の策定など、石災法に基づく防災対策を実施
- （3）区は、石油コンビナート等防災本部の本部員を大田区長とし、「大田区地域防災計画」に「石油コンビナート等災害対応計画」を策定し、都と連携し、防災対策を実施
- （4）都は、新たな石油タンクの増設に伴い、災害の発生、拡大を防止するため、防災アセスメントの実施と防災計画の修正を行う予定
- （5）区は、都防災計画の修正に伴い、必要に応じて地域防災計画の修正を行う予定

3 今後のスケジュール

- （1）令和6年度
東京都石油コンビナート等防災本部会議開催（防災計画の修正について発議）
- （2）令和7年度
タンク本体工事開始に先立ち、防災アセスメントを実施し、結果を公表
- （3）令和8年度上半期
都防災計画の修正（必要に応じて区地域防災計画の修正）
計画修正後、訓練等により実効性を検証し、必要に応じて計画を見直し

特別防災区域及び石油タンク増設予定場所



令和6年中の大田区内の火災発生状況について

1 区内の火災発生状況（令和7年1月1日時点）

	火災件数		焼損床面積		死者		負傷者	
	件数	(前年比)	㎡	(前年比)	人数	(前年比)	人数	(前年比)
大森消防署管内	74件	(+22)	206㎡	(-192)	0人	(-2)	15人	(+3)
田園調布消防署 管内	40件	(+11)	451㎡	(+366)	2人	(+2)	5人	(+2)
蒲田消防署管内	103件	(+44)	713㎡	(+568)	3人	(+3)	28人	(+19)
矢口消防署管内	41件	(+8)	159㎡	(+123)	2人	(+2)	10人	(-1)
区内計	258件	(+85)	1,529㎡	(+865)	7人	(+5)	58人	(+23)

※速報値のため、今後変更となる場合があります。

※（ ）数は前年比

2 東京消防庁管内の火災発生状況（令和7年1月1日時点）

	火災件数		焼損床面積		死者		負傷者	
	件数	(前年比)	㎡	(前年比)	人数	(前年比)	人数	(前年比)
東京消防庁管内	4,518件	(+188)	26,439㎡	(-9,123)	94人	(+8)	794人	(+44)

※速報値のため、今後変更となる場合があります。

※（ ）数は前年比

令和6年度大田区防災市民組織等感謝状贈呈式の開催について

1 目的

永年に渡り、地域の防災活動を積極的に推進するなど、その功績の顕著な防災市民組織、市民消火隊及び市民消火隊員に対し、感謝状の贈呈を行い、士気の高揚を図る。また、区民の防災意識の向上、防災市民組織の防災力向上のため、より効果的な取り組みを実施している自治会・町会から地域での活動事例を発表していただくことで、地域の防災活動の参考としてもらい活動の活性化を図る。

2 実施日時及び会場

(1) 日時

令和7年3月1日（土）13時30分から15時30分まで

(2) 会場

池上会館 集会室（大田区池上1-32-8）

3 内容

(1) 感謝状贈呈式

ア 対象

- ①活動歴10年以上の「防災市民組織」、「市民消火隊」及び「市民消火隊員」
- ②活動歴20年以上の「市民消火隊員」
- ③活動歴30年以上の「防災市民組織」、「市民消火隊」及び「市民消火隊員」
- ④活動歴40年以上の「市民消火隊員」

イ 今年度、贈呈対象の防災市民組織・市民消火隊・市民消火隊員（予定）

防災市民組織	(10年)	1組織
〃	(30年)	0組織
市民消火隊	(10年)	1組織
〃	(30年)	1組織
市民消火隊員	(10年)	48名
〃	(20年)	17名
〃	(30年)	10名
〃	(40年)	6名

計3組織、81名

(2) 活動事例発表

テーマ：「スケールメリットを活かしたマンション防災への取り組み」（仮）

発表者：ザ・リバープレイス自治会

なお、ザ・リバープレイス自治会は、令和6年度地域の防火防災功労賞優秀賞（東京消防庁防災部長賞）受賞団体です。

防災安全対策特別委員会
令和7年1月21日
総務部 資料4番
所管 防災危機管理課

防犯ステッカーの配布について

1 概要

首都圏を中心に匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる「トクリュウ」による強盗事件が連続発生し、区民の大きな不安要素となっている。

一連の強盗事件では、発生前に不審な訪問が確認されていることから、区では、玄関インターホンや郵便ポストに貼付することで不審者が訪問を躊躇する効果が期待される「防犯ステッカー」を作成し、区民に無償配布を実施する。

2 作成物（別紙のとおり）

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 横型防犯ステッカー（縦 30 mm×横 150 mm） | 5,000 枚 |
| (2) 縦型防犯ステッカー（縦 100 mm×横 15 mm） | 5,000 枚 |

3 配布開始日

令和7年1月9日（木）

4 配布場所

- (1) 大田区総務部防災危機管理課
- (2) 大田区消費者生活センター
- (3) 区内地域包括支援センター

5 周知方法

- (1) 区報（2月1日号）に掲載
- (2) 区ホームページ、区民安全・安心メール、区公式X等による情報発信



盛土規制法に基づく基礎調査結果の公表について

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という）については令和6年7月31日から運用が開始され、区においても宅地造成工事及び土石の堆積の許可、事前相談及び問合対応等の業務を開始した。

この度、東京都において7月の運用開始時、後日公表としていた盛土規制法に基づく基礎調査結果が以下のとおり公表された。

今後、本調査結果に基づき、東京都による現地調査等が予定されている（時期未定）。区では引き続き、都の動向を注視し、調査の結果・安全性評価等を提供するとともに、盛土等の安全性が確認できない場合は、東京都と連携しながら所有者等へ対応を求めていく。

1 公表日

令和6年12月20日

2 主な公表内容

- ・規制区域（既公表済）：羽田空港の一部を除く大田区全域
- ・大規模盛土造成地情報（既公表内容の更新）※大田区変更なし
- ・既存盛土等情報（新規）

3 調査内容

規制区域内の既存盛土・大規模盛土等を把握するため、基礎資料の収集、盛土等の抽出、位置の把握を既存調査結果等により机上調査にて実施

4 調査結果

既存盛土等 都内4, 545箇所抽出

※うち、大田区45箇所

※今後の調査・分析等により箇所数が増減する可能性あり

5 今後の予定

今回抽出された既存盛土等については、今後、東京都による安全性把握調査、優先度評価等実施が予定されている。

※大田区の調査時期は未定

なお、公表内容については、東京都都市整備局ホームページで閲覧可

(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/index.html>)